



先

山口県告示第百二十五号

歳入の徴収の事務の委託に関する告示(平成十五年山口県告示第百五十二号)の一部を次のように改正する。

平成二十一年五月二十二日

山口県知事 二井 関成

身体障害者更生 施設使用料	山口県華南園 防府市大字浜方二〇五
知的障害者援護 施設使用料	山口県たちばな園 橋町大字油良一〇二〇

表中

を

障害者支援施設 使用料	山口県華南園 防府市大字浜方二〇五 山口県たちばな園 大島郡周防大島町大字油良一〇二〇
----------------	--

に改める。

(一七二) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十一年六月二十三日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年五月二十二日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日  
平成二十一年四月二十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 地球温暖化防止アジア共同体

代表者の氏名 梅田 洪日

主たる事務所の所在地 下関市山の田東町一番二〇号

三 定款に記載された目的

温室効果ガス削減技術に関する研修センターを設置し、アジア各国の青年に対して、環境、エネルギー、農業開発等に関する技術の研修を行うとともに、アジア各国に対して温室効果ガス削減技術の提案を行うことにより、地球環境の保全に寄与し、もってローテク・ローコスト・ハイクオリティによる新しい産業の創出及び雇用の拡大に資すること。

(一七二) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十一年六月二十四日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年五月二十二日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成二十一年四月二十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 いきいき三五

代表者の氏名 福富 薫

主たる事務所の所在地 宇部市大字東岐波一九六番地の二六三

三 定款に記載された目的

建設技術に関する幅広い分野において、社会教育の推進、環境活動及び県民、自治体又は団体等に対する技術助言又は支援を行い、建設分野の技術水準の高揚及び社会資本の品質向上を推進し、もって環境の保全、まちづくりその他の公益の増進に寄与すること。また、台風又は集中豪雨による洪水若しくは地震等の災害により、地域住民の財産若しくは河川、砂防設備、道路等の公共施設が被災し、又はその危険が予測される場合において、被害の調査、災害復旧に係る広報活動、防災対策に対する助言

その他の支援活動を実施し、もって地域の安全その他の公益の増進に寄与すること。

(一七三) 平成二十一年度狩猟免許試験の実施

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。)第四十一条の規定により、平成二十一年度狩猟免許試験を次のとおり実施します。

平成二十一年五月二十二日

山口県知事 二井 関 成

一 試験の日時及び場所

日	時	場 所
平成二一、七、二二	午前九時	下松市地域交流センター
八、二	〃	山口市吉敷下東三丁目一番一号 山口県総合保健会館
九、六	〃	下関市菊川ふれあい会館

二 受験資格

山口県内に住所を有する者であること。ただし、法第四十条各号のいずれかに該当する者は、受験できない。

三 狩猟免許申請書等の提出期限

受けようとする試験の実施日の七日前まで(郵送の場合は、受けようとする試験の実施日の七日前までの消印のあるものは、有効とする。)

四 狩猟免許申請書等の提出先

住所地を所管する農林事務所

五 提出書類

(一) 狩猟免許申請書

(二) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第四条第一項第一号の許可を受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し

(三) 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の許可を受けていない者にあつては、法第四十条第二号から第四号までに該当するかどうかについての医師の診断書

(四) 写真(縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、撮影年月日及び氏名を記入すること。)

六 狩猟免許申請手数料

法第四十九条各号に掲げる者にあつては三千九百円、その他の者にあつては五千二百円に相当する山口県収入証紙を狩猟免許申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

七 合格者の発表等

(一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県環境生活部自然保護課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

八 その他

この試験についての問合せは、最寄りの農林事務所又は山口市滝町一番一号 山口県環境生活部自然保護課(電話〇八三―九三三―三〇五〇)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(一七四) 狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習の実施

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。)第五十一条第二項の適性試験及び同条第四項の講習(以下「適性試験等」という。)を次のとおり実施します。

平成二十一年五月二十二日

山口県知事 二井 関 成

一 日時及び場所

日	時	場 所
平成二一、六、二九	午後一時三〇分	下関市立川中公民館
〃	午後零時三〇分	サンライフ萩
〃	午後一時三〇分	下関市立川棚公民館
〃	午後零時三〇分	須佐公民館
〃	午後一時	山口市大海総合センター
〃	午後一時三〇分	山口県民文化ホールいわくに
〃	午後一時	山口県周南総合庁舎 美祢市美東センター 地福公民館
〃	午後一時三〇分	山口県周南総合庁舎

対象者	七	午後零時三〇分	萩市福栄コミュニティセンター
	八	午後一時	山口市徳地山村開苑センター
	九	午後一時三〇分	美祿市民会館
	一〇	午後一時	大島郡周防大島町大字久賀五〇五八久賀総合センター
	一一	午後一時三〇分	ラポールゆや
	一二	午後一時三〇分	下関市立豊田図書館
	一三	午後一時三〇分	山口県周南総合庁舎
	一四	午後一時	ときわ湖水ホール
	一五	午後一時	山口県柳井総合庁舎
	一六	午後一時三〇分	山口県周南総合庁舎
	一七	午後一時	下関市立川中公民館
			宇部市万倉ふれあいセンター
			錦農村環境改善センター
			山口市吉敷下東三丁目一番一号
			山口県総合保健会館
			周東勤労青少年ホーム

二 対象者  
山口県内に住所を有する者で、平成二十一年九月十四日まで有効である法第四十三  
条の狩猟免許を有するもの。

三 狩猟免許更新申請書等の提出期限  
受けようとする適性試験等の実施日の七日前まで(郵送の場合は、受けようとする  
適性試験等の実施日の七日前までの消印のあるものは、有効とする。)

四 狩猟免許更新申請書等の提出先  
住所を所管する農林事務所

五 提出書類  
(一) 狩猟免許更新申請書  
(二) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第四条第一項第一号の許可  
を受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し  
(三) 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の許可を受けていない者にあつて  
は、法第四十条第一号から第四号までに該当するかどうかについての医師の診断書  
(四) 写真(縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内  
に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、撮影  
年月日及び氏名を記入すること。)

六 狩猟免許更新申請手数料

二千八百円に相当する山口県収入証紙を狩猟免許更新申請書の所定の欄にはるこ  
と。この収入証紙には、消印をしないこと。

七 その他

この適性試験等についての問合せは、最寄りの農林事務所又は山口市滝町一番一号  
山口県環境生活部自然保護課(電話〇八三―九三三―三〇五〇)にすること。郵便  
で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十円分の切手をはったあて  
先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(一七五) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成  
二十一年一月六日山口県公告(一)に係る大規模小売店舗について次のとおり光市から  
意見を聴きました。

当該意見は、平成二十一年五月二十二日から同年六月二十二日までの間、山口県商工  
労働部商政課並びに光市経済部商工観光課及び光市大和支所において公衆の縦覧に供し  
ます。

平成二十一年五月二十二日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 光ショッピングセンターベスト

所在地 光市島田一丁目二番一〇号

二 意見の概要

特に配慮を求め事項はない。

(一七六) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成  
二十一年一月六日山口県公告(二)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市か  
ら意見を聴きました。

当該意見は、平成二十一年五月二十二日から同年六月二十二日までの間、山口県商工  
労働部商政課及び山口市経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年五月二十二日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 スーパードラッグコスモス山口大内店  
所在地 山口市大内矢田三四五の一
- 二 意見の概要  
特に配慮を求める事項はない。



### 山口県公安委員会告示第二十三号

警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)第四十二条第一号の機械警備業務管理者講習を次のとおり実施する。

平成二十一年五月二十二日

山口県公安委員会

- 一 講習の日時及び場所並びに受講者の定員
  - (一) 日時 平成二十一年六月二十三日(火曜日)から同月二十五日(木曜日)までの午前九時から午後五時三十分まで
  - (二) 場所 山口市湯田温泉五丁目一番一号 カリエンテ山口(山口県婦人教育文化館)
  - (三) 受講者の定員 二十人
- 二 受講申込書の受付期間  
平成二十一年五月二十七日(水曜日)から同月二十九日(金曜日)まで  
ただし、受付期間内であっても、申込者の人数が受講者の定員の数に達したときは、受付を締め切るものとする。
- 三 受講申込書の提出先  
山口県内の最寄りの警察署
- 四 受講申込書の提出方法  
受講申込書は、持参して提出するものとし、郵便によるものは、受け付けない。  
提出書類
- 五 提出書類
  - (一) 機械警備業務管理者講習受講申込書(警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和五十八年国家公安委員会規則第二号)別記様式第一号によること。)
  - (二) 写真(縦三センチメートル、横三センチメートルとし、申込前六月以内に撮影し

- 六 受講手数料  
三万八千円に相当する山口県収入証紙を受講申込書の下部余白欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

- 七 講習の実施の委託

講習は、山口市宮島町五番一三号 社団法人山口県警備業協会に委託して実施する。

- 八 その他

この講習についての問合せは、最寄りの警察署又は山口市滝町一番一号 山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一〇内線三〇一八)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十円分の切手をはつたあて先明記の返信用封筒を同封の上すること。

平成二十一年五月二十二日  
印刷發行

發行人所

山口県知事  
山口市